

差別事件覚書：部落の語がもつ機能

小早川 明良

要 約

部落差別の現れ方は、多様である。また、その告発のされ方も一定ではない。言語による差別もあり、非言語の差別もある。当事者を直接毀損するばあいもあれば、被差別部落存在全体を貶める抽象的な差別もある。当事者は、その差別に対して多様で複雑な考え方で対応する。通常、その発言、行為の空間や言語の先に被差別部落民が具体的な対象として存在してきた。それらが差別事件となった。

しかしそれらとは、異なる「事件」が発生している。事件が発生した空間に当事者である被差別部落民が不在である。しかも、一般的に差別語と認定される言葉が使われずにそれらの事件は発生している。この現象を部落差別として告発するのは、非被差別部落民である。いわば「部落」という言語が生産してきた概念と聴覚映像が相互作用、あるいは意味作用する関係で起きている。

この現象は、従来みられなかった事件の現象形態であるかに見える。しかし、そうではない。非被差別部落民による告発が部落問題の新しい局面を迎えているのではない。そこには、「部落」という記号がなす代補の役割がある。発明された部落という言葉が本来もっている潜勢力がどのようなものであるかを明示する。今、しばしばそれが静かで、かつ想像を絶するほど荒々しい「力」をもつことを思い知る。従来の、関係性論などの「被差別市民」などという概念がいかに空虚であるかを認識せざるを得ない。

キーワード：差別事件、当事者不在、記号としての部落

I はじめに

1 本稿の目的

本稿の目的は、近年に発生した部落差別による差別事件と「部落」の語の関係を分析する。注目するのは、被差別部落民が不在で、差別語の使用もなく、非被差別部落民が告発するばあいである。それとの比較のために、「通常」の

差別事件も分析する。筆者の動機は、次のような研究状況である。

1990年代中期から、部落差別が解決の方向にむかっているかの言説が流布した。その最右翼に国民融合論があるが、それだけではない。「両側から超える」という議論も、誰が非差別部落民かという議論をカテゴリー概念で捉えようとするいわゆる「関係性論」もまた、差別の軽減を前提とする。長年の小さな変化の蓄積が被差別部落に構造的変化をおこしたと認識し、その変化を捉えるためには、従来のカテゴリーカルな「井上清の三位一体論」「オールロマンス闘争で定式化された」「実態論」「三つの命題」理論、「同和対策審議会答申」の「生活の安定と地位の向上」論な部落問題認識の枠組を徹底的に解体〔野口, 2000: 3-4〕すべきとしたのがこの議論である。被差別部落民と非被差別部落民間の結婚が増加し、被差別部落民の定義が困難になったので、問題を理解するパラダイムを提示する〔野口, 2000: 5〕と言う。「被差別部落民を「部落民」ではなく、『被差別市民』』といった新たな表現」〔野口, 2000: 6〕がよいと述べている。

しかし、筆者が知る現実は、経済は言うに及ばず¹⁾、市民の差別意識も、想像より遥かに複雑で堅固である。本論考は、「部落の語の記号的性格に構築される視聴覚的なイメージの相互作用、意味作用を検討するが、記号論を直接論じるのではない。あくまでも、差別糾弾闘争の戦略の再構築に寄与することが目的である。また、本稿が取り上げる差別現象が本質の現れだと単純に言うのではない。「もし事物の現象形態と本質とが直接に一致するものならばおよそ科学は余計なものであろう」〔Marx, 1894=1966: 1047〕。すなわち本論考の議論においては、「本質は現象する」という説の俗流解釈を排除する。

2 枠組みと先行研究

前述のように本稿は、記号論を直接論じるものではないが、言語、記号、イデオロギーの関係はミハイル・バフチンの記号論を援用する。また、ジャック・デリダの代補理論に学ぶ。

差別事件の自体は膨大にあるが、本稿が注目する「部落の語の記号的性格に構築される視聴覚的なイメージの相互作用、意味作用」の議論は参照すべき先行研究が見当たらなかった。もちろん、それは筆者の怠慢によるかもしれない。

Ⅱ 差別事件の分類

1 当事者の顕在と不在

差別事件をどのように分類するかは、分析目標によって異なる。本稿は、現在に生起している差別事件を大きく二つに分類する。その第一のタイプは、居住する被差別部落も含めて、実体として存在する当事者を対象とする。第二

のタイプは、差別者が認識し対象とする被差別部落民が不在の差別事件である。

まず、第一のタイプを具体例をあげて理解する。それは、直接的に被差別部落民存在を排除し、存在を毀損する差別事件である。差別者は、部落差別を表彰する言葉、言語、言説、または非言語表現²⁾や行為を用いて被差別部落民、被差別部落を侮蔑する。差別者は、不特定多数に、被差別部落民をネガティブに想像させたり、積極的な排除の意思を増幅させたりする。「○○地域は、部落である。気をつけよう」、「△△は、穢多である。結婚相手にしてならない」という文脈で発話する。また、第三者に、ある被差別部落民の出自を伝え、積極的に排除するよう求める。それを実践する差別的な振る舞いが、このカテゴリーに入る。言葉、言語、言説が使用された空間に当事者が存在しなくても、その先には、具体的な被差別部落と被差別部落民が実体として存在する。このばあい、その言葉、言語、言説が直喩であろうと隠喩であろうと関係がない。まず、結婚差別の事例から検討しよう。なお、第二のタイプは、「Ⅲ 被差別部落民不在の差別事件」以降に述べる。

2 顕在する当事者が受ける差別：結婚

最近、筆者が知った結婚差別「事件」は、手が混んでいた。それは、2022年、岡山県西部でのことである。事件の二人は、同じ市内の別の町の出身であった。ともに同じ有名大学を卒業後、同じ企業に就職し、交際が始まり順調に結婚が決まった。ともに主たる所得者が被雇用の管理職で同程度に恵まれた経済環境が、結婚への家族の賛成を得やすくしたという。この限りで、ハビトゥスの共有がなされていたと考えられる。

結婚間際になって、女性の父親が「何も問題はないと思うが、形式的に聞いて聞きさせてほしい」と身元調査への同意を男性に求めた。男性は、躊躇なくそれに同意した。数日後、とくにこの結婚に両手をあげて賛成していた彼女の父親が猛反対に転じた。男性が被差別部落出身者であったことが理由だった。結婚によって「同じ」になることを忌避したのである。女性は、それに激しく抵抗した。結果、男性が非被差別部落の「家」に一旦養子縁組をしたことで、結婚の体裁が整った。この出来事は、二人が結婚したこと、解放運動とは距離があったので差別事件とはならなかった。筆者は、憤る被差別者の親族男性からこの事実を聞いた。

部落解放同盟広島県連合会委員長の岡田英治は、差別事件にならなかった結婚差別について語っている。2016年のことである。部落の男性Aと一般地区の女性Bは国立大学の医学部に在籍していた時に交際が始まり、その後二人は医師となり、2018年夏に結婚式を予定していた。Bの両親は当初結婚す

ることに同意していたが、その後「娘の結婚となると、君のことをもっと知らなければならない。色々調べたいのでお爺さんお婆さんの住所を教えてほしい」と言い、出自が暴かれると思ったAはBに自ら出自を伝えた。両親は「結婚は認められない」と差別心をむき出しにし、Bは「Aのことが好きで部落であろうがなかろうが関係ない。でも親を説得する自信がない。悲しいけど今の私には親と縁を切ってまで結婚する勇気がない」と苦渋の思いを告げた。Aは自身が傷心しているにもかかわらず、Bを苦しめたくないとの思いから結婚を諦め、別れを告げた。この事件はAの心情を慮って事件化されなかった。

この二例は、経済資本、文化資本、学歴資本が一致する二人の間で発生した事件である。すなわち出会い自体にハビトゥスの一致があるケースであった。そのうえで、結婚には反対されたのである。結婚差別「事件」にならなかった理由は述べた通りである。差別は理性を凌駕したのである。

これらのばあい、被害者は、被差別部落民当事者である。結婚の当事者ではない筆者の知人の憤りもまた、当事者男性を表象していると言えるだろう。

3 全被差別部落民が対象の差別

この半世紀闘われている差別事件がある。1975年に明らかになった『部落地名総鑑』事件に端を発した事件である。中央融和事業協会が1936年に公にした全国の被差別部落所在地、固有の呼称、戸数、人口、主要職業と経済状態を記載した『全国部落調査』を密かに復刻した『部落地名総鑑』を少なくとも全国220以上の企業が購入していたことが発覚して部落解放同盟から糾弾を受けた。一部には、この図書自体は、単なるリストで差別的行為をしているのではないとする見方³⁾があるようだが、復刻出版の目的は、明らかに労働市場から被差別部落民を排除し、被差別部落民との結婚を未然に防止したいという悪意を身元調査によって物質化するためのデータなのである。被害者は、あるいは被害者になりえる者は、少なくともその一覧に掲載された⁴⁾全国の被差別部落に暮らす人々である。つまり「6000部落300万部落民」全体が被害者となる差別行為である。周知のように、この事件は、小出版社がその趣旨を継承し再販、インターネットでの公開という許し難い状況がもたらされている。ゆえに止むことなく糾弾闘争が展開されている。その加害者は、川崎市に本社を置く示現舎の経営に関与する二人の人物である。そして共犯は、見て見ないふりをする悪意の、あるいは無意識の傍観者である。繰り返すと、この差別は、直接被差別部落民をターゲットとしている。

2022年、尾道市で、被差別部民の殺害をほのめかす脅迫投書事件があった。「ブラクミンのバカタレドモ」から始まる罵詈雑言は、個人を特定した脅迫では

なかったが、その地域の被差別部落の暮らす人々を対象にしたと言える。被害者は、その地域の被差別部落民である。差別者は、特定されていない。

2024 年、勤務中の公用車中で 2 人の大阪市港湾局設備課の職員が、3 月 18 日以降、3 日間にわたり、別の同僚を名指しし、差別発言を数十回行った。一部始終は、すべてレコーダーに記録されていた。「どえった嫌いや」と 75 回も叫び、明確に「差別大好きーやもんね。だって、そういう風に育ってきてんもん僕ら」と彼らの差別意識を誇らしげに自己暴露した。かつ、発言が明るみに出ると「人権研修を受けなあかん」ほどの悪意であると知った上で、さも楽しげに会話しているからである。まさに剥き出しの差別である。同乗していた上司は、それをたしなめず、むしろ助長させる差別発言をしていた。[解放新聞社, 2004.7] [広野, 2024: 31-3]。

彼らは、そこに当事者が不在の密室で差別発言を繰り返した。しかし、会話の先には、具体的なある被差別部落民が存在した。それは、その人につながる類的存在としての被差別部落民を差別しすることでもある。レコーダーに記録されていなくても、彼らの行為は実在しており、直接被差別部落民が名指される差別が構造的に存在することは想像できる。

このような差別事件を見ると、「両側から超える」という藤田敬一が発明した「理論」がいかに不毛か、そして、野口道彦、八木晃介、三浦耕吉郎らの被差別部落民は、人間の関係性において存在するので「関係カテゴリー」と理解するという議論の無効性をあらためて再確認することができる。閉ざされた空間でなされた言動の先には、被差別部落民が存在する。

Ⅲ 被差別部落民不在の差別事件

1 不在の意味

第一の差別事件の類型にたして、第二の類型がある。ここから本稿では、これに分類される差別事件を扱い、その意味を問うことになる。ただし、第一の類型と第二の類型は分離して二項対立的に起きるとは考えない。第一の類型と第二の類型の極は形成される。しかし、同時にそれは二項対立的ではない。二つの極を設けた議論が当面、差別事件を理解し容易にするだけである。

第二の類型は、被差別部落ではない地域、被差別部落民ではない人を、被差別部落、被差別部落民であるとした（された）ばあいである。被差別部落を直接貶める言葉、言語、言説を用いるばあいもそうではないばあいもある。直喩または隠喩として被差別部落民を表象する言葉、言語、言説が使用されるその先には被差別部落民は存在しない。くどいが、実体としての被差別部落民と被差別部落は再生産され続けている。

2 事例の検討

1) M中学校差別ビラ事件(2019年5月)

F市市街地と郊外の境界に位置するM中学校でおきた事件である。M中学校は、1962年、近隣にあったT中学校を統合して現在の校名で運営されてきた。この中学校区に被差別部落は存在しない。2019年5月、M中学校の施設に、この中学校に通学する一人の生徒と保護者の実名、保護者が勤務する企業の実名を記した2種類のチラシが見つかった⁵⁾。一部は貼付され、他はばら撒かれ、50枚強が回収された。

最初のチラシ本文の内容は、以下のような文章と散乱した何らかの廃棄物らしき写真2枚が印刷されていた。本文は、短いので全文を引用する。

SM社 YFの迷惑行為について／YF(娘 NF M中)は、SM社創業に勤めるゴミ取り／不可触民 部落にもかかわらず 自分の家のゴミは分別せず／その結果 回収されない生ゴミの悪臭で 近隣住民を困らせています。／ゴミのプロなら 回収日を守って 当然分別してください。／自らのしごとに誇りを持っていない証拠です。／横暴な人間が 市の委託で税金で生きてることが許せません。／最低限のルールは 守ってください。

2回目に撒かれたチラシは、YFが、所得をごまかして市営住宅に住み「税金を食っていること」、複数の借入先からの借金を「相手の弱みにつけ込んで、暴力でそれを踏み倒している」ことが書き加えられていた。

チラシの下部にはSNS(バクサイ＝爆サイ)へ投稿したコラムがつけられている。それには、SM社の従業員は、仕事柄人相が悪い、若年層の労働者は「知的障害者」のような顔で、現代の「エタ・非人の連中!」とYF、SM社が「部落」「エタ・非人」「不可触民」であるので、ゴミ収集の仕事をしているが、職業的倫理と、ゴミの分別の社会的規範を逸脱していると非難している。そして、「これ以上の被害者を出さないためによりしく願います」と「読者」に要望している。生徒の実名を使い、被差別部落民となぞすことが、精神的なダメージを父親に与えようとしたのかもしれない。

部落解放同盟の調査の結果、名指しされたYFは、「被差別部落民である」、あるいは「被差別部落民ではない」という二項対立的な問題の建て方はできないが、YFと被差別部落には交流がない。F市人権・生涯学習課などの確認によっても、それは同様であった。SM社については、偶然筆者自身も、経営者が被差別部落民ではないことを知っていた。

YFは、F西警察署へ人権侵害事件として被害届を出す意思を示した。この事件の加害者が誰かは明らかになっていない。

2) 広島県東部農業共済組合総代改選における事件 (2013 年)

まずは、この出来事の背景の整理⁶⁾から始める。

農業共済組合とは、主に災害被害を受けた農家への経済的補填で経営再建を促進するための「農業共済制度」である。農家が組合員となり掛金を共同財産として積み立てて運営する。組合は、全国的に組織化され、県単位で自律的な組織になっている。NOSAI (ノーサイ) の通称で呼ばれ、県単位の NOSAI は、総代会で各地から選ばれた 3 年任期の総代が実施事業を議決する。本論考が取り上げる出来事の背景には、NOSAI の広島県東部中地区と呼ばれるテリトリーの総代定員が 35 名から 14 名に激減して起きた人選を巡る混乱があった。

当時、NOSAI の最小単位である F 市北部のある学区内に割り当てられた 2 名の総代選出が準備されていた。その候補に、NO という人が上がっていた。それとは別に、KT という人を推す人たちもいて、若干の対立があった。その対立をめぐって、F 市農業委員会会長の BK という人が、2013 年 4 月 23 日 US という人の自宅を訪ねた。BK の用件は、総代候補には NO ではなく、KT を推すよう要請をした。そのとき BK は、NO が総代に就く適格性に欠ける理由として三点をあげた。(1)「NO はむつかしいから」NOSAI の総代には不向きであると述べた。その理由は、(2) NO は「派がちがう」、そして(3)「一つ足らん」(または一本足らん)というものであった。BK と US の会話は NO の耳に入った。それは、US が TI という人に会話の内容を話し、その TI が NO に事実として伝えたからであった。NO は、BK に面会し会話の真偽をたじた。発言の事実はないとする BK に、弁護士を立てて人権侵害で告発する、人権団体に提起すると抗議した。その会話は、録音されテキスト化されているが、それによると、US は、BK が(2)を語り、さらに(3)については「一つ足りない」あるいは「一本足りない」と述べたことを語っている。どちらが正確な発言かは明白でない。これは、2013 年 4 月 24 日のことであった。

この言質を得た NO は、4 月 28 日に「人権団体」である部落解放同盟 F 市協議会議長に人権侵犯事件として提起した。部落解放同盟 F 市協議会からの提起により F 市人権推進課が、NO、BK、US、TI にヒアリングを実施した。その結果、TI は、BK が前述の三種類の表現をしたことを US から語ったと証言した。しかしヒアリングでは、BK も US も(1)の発言があったことは肯定したが(2)と(3)の発言については、全面的に「断固」否定した。

ここで確認しておきたいことは、この問題に登場する人物は全員、同じ地域社会で生活する旧知の間柄で、被差別部落民ではないということである。所属集落、血縁関係、学歴情報を共有している。NO と BK は、A 地区と H 地区の住民で、両地区は 1955 年の合併前は異なった行政区であった。とくにこの全

員は、経歴、地域での活動、行動から家族構成などの個人情報まで誰もが熟知し合う関係である。報告書には、「事件後」互いに、住まいに訪問し合っている記述は、彼らが本来、親密な関係にあったことを物語る。地域住民の関係者世代の人々の多くもまた、誰が被差別部落民かをよく知っている⁷⁾と考えられる。

F市人権推進課のヒアリングによると、この地域のNOSAI関係者には、BKを役員から外すべきだとの考え方があったこともわかったが、それとBK発言の関係はわからない。

BKが発したとされる「一つ足りない」あるいは「一本足りない」が被差別部落であると判断したのは、NOであった。ヒアリングでは、(2)「派がちがう」、そして(3)「一つ足らん」(または一本足らん)が、「誰がどういう背景で発言したのかは確定できなかった。少なし、BK・US・TIの誰かが、意図はともかく、どこかの時点で何らかの発言をしていることは客観的にみて確実である」とのみ結論付けている。BKがNOを批判的に語るために(3)を述べたとすると、それは、可能性として被差別部落(民)存在をもってNOを毀損したことが推測できる。しかし、それはあくまでも推測であり、BKが明確にNOを被差別部落民であると述べていない。文脈によっては「一本足りない」は部落差別になり得るが、これもまた、「一つ足りない」と発言であったともされ、非常に不確かであった。そして、なによりこの事件の直接の関与者の先に被差別部落民は存在しない。結局、差別事件としての「認定」はなされなかった。

3) K市の観光案内人の出来事

2024年3月9日、K市が「歴史探訪ウォーク G町散策!」という観光行事を実施した。1時間45分のコースの各所をボランティアの観光ガイドが説明する形式であった。観光ガイドは、G延崎住吉神社付近で、マイクで自己の思い出を話した。それは、「この道からあっち」の人は「気が荒い」、「怖い」「結婚するな」と小さい時に親から言われていたことであった。参加者の一人にSKという女性がいた。SKは、このことをK市観光振興課へメールで、「このようなことが今後なくなるよう、K市として対応されたい」と書き送った。

K市の対応に不満を感じたSKは、広島部落解放研究所のホームページにあるエッセイ投稿フォームを使って出来事の経緯のまとめを「投稿」した。このフォームの管理者が筆者であった。それによると、SKが抱いたK市が取った対応への不満は、観光ガイドが「とても落ち込んでいる。」という表現であったと理解する。すなわち、引き合いに出されたその地域の人々にとって、という観点が欠落していることであった。その意味でSKの行為は正当と考えられる。

ところで、観光ガイドが案内したその地域は被差別部落なのか、あるいは被

差別部落が含まれるのか。筆者は、比較的長期間、K市内の被差別部落を研究したが、該当地域に被差別部落が存在したことはない。

4) 女性皇族攻撃問題

皇室には3人の元「平民」がいる。SNSなどネット上⁸⁾では、彼女たちが部落出身だという密かな、しかし大きな噂がある。彼女たちが公式行事を欠席したばあい、「部落民だ」と屁理屈をこねられたり、疾病を単なる不摂生の結果とか、怠惰だとか責められたりする。彼女たちの結婚の裏には部落解放同盟が暗躍しているという「通説」もある。実家が熊本県水俣市で水銀中毒を引き起こしたチッソに出資していたという説。実父である大学教授(退官)が部落問題研究をしたことがあることから部落出身に違いないという説などである。あるいは、家業で麴を扱っており、そのような職業は、被差別部に特有であるとかである。こうした噂が大きくなるのは、彼女たちが健康上の理由で長期に公務を離脱したときや、「国民」の「常識」では気に食わないような振る舞いが目立ったときに顕著である。彼女たちの振る舞いや生活態度を非難するために「部落」という言語が登場する。

「部落」という言語で民間出身女性皇族を非難する人々は、熱心な皇室支持者である。皇室は彼らの象徴であり、彼らの生を表彰する記号でもある。ということは、彼らには、彼ら自身の象徴に絶対的な敵を作り出し、それを攻撃するというメカニズムが働いていると考えられる。この敵は、まさにホモ・サケルとして象徴的に扱われ、通常の社会的・倫理的ルールから切り離されているものたちである。その絶体的な敵に「部落の出」が充てられている。このケースでは不明だが、本質的に、「ホモ・サケルを殺しても、殺人罪に問われることはない」[Aganben, 1995=2013:146]のである。

5) 彼らは「被差別市民」なのか

1-4)の事例で示した現象に、被差別部落民の直接的被害者はいない。つまり、中学校で使用された差別ピラのターゲットは、被差別部落民ではない。差別的発言・行為をなした人は、対象人物が従事する職業、その人々の振る舞いが自己の倫理観に相容れないなかへの非難を「部落」という言語で行ったのである。ゴミ収集の仕事が被差別部落に特有の仕事であるとの本質主義的理解によって、それに従事する人の人格を毀損するために被差別部落出身者としたのである。NOSAI総代改選でおきた現象も、そこに被差別部落民はいない。また、K市の観光案内ボランティアが特定した地域も被差別部落ではない。民間出身の女性皇族の問題に被差別部落民は不在である。

ただし、筆者がそこに被差別部落民「不在」と言うとき、実体としての被差別部落存在を忘失しているのではない。むしろ逆で、筆者は、部落差別が不可視化されより複雑化する実体としての被差別部落を観ている。

では、ここで被差別部落民の概念を広げて「部落民とみなされて『差別されること』の方に力点を置いて」[野口, 2013: 107]、直接被差別部落民が差別されたばあいと「重大性にはまったく変わりがないということだ」ということができるのか。「かなりラディカルな提案」として、「部落民とみなされ差別された人は部落民である」[野口, 2000: 18]と確信すべきなのか。確かに、彼ら彼女らは広義で「差別を受けた」状態にある。しかし、「被差別市民」として差別と闘うといった新たな表現と定義できるほど問題は単純ではない。誰一人、被差別部落民にも被差別市民にさえなっていない。女性皇族は、「市民」ではない。筆者は、差別を告発するためのシンプルな学習会に本論考が対象とした出来事の一人の告発者を誘ったが、きっぱりと拒否された。理由は、予定された議論のレジュメに「暴力革命」という言語が入っていたからである。

3 どのように悪質なのか

1 罪の軽重

ここで、議論の視点を変えて、直接被差別部落民ではない人を貶めたばあいと、差別者が当事者を直接差別するばあいと比較して悪質性の軽重に変化があるかを考える。当事者不在の差別的出来事は、どのように解釈できるのか。これらの出来事はどのような質をもつのか。直接被害が出なければ、罪一等を減ずることができるのか、概ね想像はつくが、本論考ではそれを、ロバート・マートン [1949: 192-9] が示した類型化によって、他者にたいしてもつ偏見と差別的行動についての指標に求めることができると思う。もちろん差別者も、一括りにできないことを理解した上でのことである。それは、表1にあるように4類型である。

表1

		意識(偏見)	行動(差別的)
タイプⅠ	偏見をもたない非差別主義者	+	+
タイプⅡ	偏見をもたないが差別主義者	+	-
タイプⅢ	偏見をもつが非差別主義者	-	+
タイプⅣ	偏見をもつ差別主義者	-	-

マートンは、それぞれのタイプを以下のように説明している。

タイプⅠ：偏見のない無差別主義者または安定的リベラル

信仰と実践の両方において信条を堅持する人種的・民族的リベラル派である。彼ら彼女らは、差別的な思想もなく、差別的な行動も取らない。彼らだけが、偏見や差別的慣習を保持することに好都合さややりがいを見いだせなくなった他のタイプの人々に、肯定的な社会環境を提供することができるのである。

タイプⅡ：偏見のない差別主義者またはご都合主義的リベラル

都合主義的リベラルとは、自分自身が偏見から自由であるにもかかわらず、自分が尊敬を失ったり、偏見に満ちた仲間から非難されたりすることを恐れて、差別に反対する発言をためらう。あるいは、競争相手の民族的地位にのみ由来する社会的・経済的競争における優位性を利用しようとするばかりもある。反ユダヤ主義者でも黒人恐怖症者でもない雇用主が、ユダヤ人や黒人の労働者の雇用を拒否するのは、「商売に差し支えるから」である。

タイプⅢ：偏見が非差別主義者、あるいはご都合主義的非自由主義者

法律を執行できる公正雇用慣行委員会が処罰の恐怖を与えるまで、人種や民族を差別する偏見に満ちた雇用主、自分が憎み、恐れ、軽蔑している人々の中に有益な市場を見出せば、自分の偏見を捨て実業家、アメリカの信条を力強く効果的に主張する有力者の前では、自分の偏見を表明しようとしないう臆病な偏屈。

タイプⅣ：偏見に満ちた差別主義者、あるいは不変の非リベラル

彼は、信条ではなく、多様な民族的・人種的出自を持つ者に認められる本質的な地位の不平等という教義を中心とする、異なる文化的・制度的パターンに適合している。文化は、地域的なサブカルチャーに分かれており、そのサブカルチャーはすべての点で一貫していないという周知の事実を見過ごす。それは、人種的・民族的差別の問題をコントロールしようとする際に、あらゆる誤りを招くことになる。

部落差別にかんしてこの分類に照らすと、『部落地名総鑑』の公開・販売事件に関与したものたちをカテゴライズすると、問答無用でタイプⅣになると考える。また、タイプⅡのばあいもありえる。それは、被差別部落に対する偏見から自由であるが、『部落地名総鑑』の意味を理解せず、周囲の圧力でただ高額の商品になると判断して販売に踏み切った事例である。仮にそうであっても、タイプⅣと同様にその責任は変わることはない。念のために、本論考で最初に取り上げた二つの結婚差別事件の差別当事者をこの類型に則って分類すると、ともに、意識、行動ともマイナスになりタイプⅢ、あるいはタイプⅣに該当する。差別者たちは、被差別部落民への偏見があり身元調査を行い、実際差別的な行為に至った。

差別ピラを作成して、M中学校でばらまいたり掲示したりした特定されていない人物、そして、女性皇族攻を行った SNS の差別的投稿者たちは、タイプ IV に認定されるだろう。差別ピラを作成の知識に何ひとつ正確なことはない。おそらくピラ作成者は、NF の出自にかかわらず、「部落」の烙印を押されるダメージの大きさを想像したのだろう。だから、職業と被差別部落の関係を捏造したうえで、被差別部落を名指し、強引に他者を構築したのである。その動機となる理由がなんであれ、明らかな偏見と差別的行動を極秘裏に実践した。ゆえにタイプ IV と言える。女性皇族たちへの誹謗者もまたタイプ IV に分類される。彼らは、被差別部落への偏見そのものを極めて恣意的で、かつ意図的に利用している。そして、それを自らの価値観の合理化という利益を目的にしている。

差別的言動を行ったとされた、NOSAI の役員選出における BK、K 市の観光案内のガイドの出来事は、この分類では対応できない。なぜなら、これまで見てきたように、彼らの言動が、厳密に言えば、部落問題の範疇に入るのかには疑問符がつく。(もちろん背後に被差別部落民の実体は存在するが)、彼らの言動の先に被差別部落民はいない。ゆえに、別の分析が必要になる。

2 告発者は告発者なのか

部落問題にかかる差別事件は、通常、差別を受けた被差別部落民の告発者や通報によって明るみに出ることが多い。被差別部落民不在のケースが表面化することは少ない⁹⁾。その意味では、F 市 NOSAI の役員選出における出来事と K 市の観光案内人が関係した出来事は貴重と言える。ただし、その出来事が真に部落差別であって、告発者が部落問題を合理的に理解していればのことである。

つまり、部落差別ではない現象を部落差別であると告発したのなら問題は別にある。部落差別を自己の利害関係に利用したのなら、それは深刻な部落差別である。ゆえに告発に至った意味を理解することは、部落差別の複雑な現実に向合ことになる。ただし本稿の対象は、「良心の人」であることは違いがない。

なお、M 中学校の差別ピラの通報者は、中学校に出入の業者であった。その人は、チラシに記された生徒の個人情報に驚いて校長に連絡したこと以外には記録がない。また、民間出身女性皇族に関する問題については、筆者の調査によっている。ゆえにこの二人の分析は控える。

1) NOSAI の問題について

まず、NOSAI の役員選出をめぐる出来事を部落差別として、運動団体に告発した NO について考察する。調査報告書には BK の発言をもう一度引用する。

(1)「NO はむつかしいから」NOSAI の総代には不向きであると述べた。その

後、BK は、(2) NO は「派がちがう」、(1)は、おそらく、理屈っぽい人、という意味で部落差別とは関係がないと考える。(2) NO は「派がちがう」という発言も、属する旧村落に発するよくある「派閥的」な発想だと言える。

問題は、(3)「一つ足らん」(または「一本足らん」)である。これらの表現自体は、通常「アイデアが足りない」とか「不十分である」との意味で使われることが多い¹⁰⁾。もちろん、どちらも文脈によって異なる解釈が可能で、差別的または侮辱的になることは確かである。しかも、NO が BK と会話をした US からの聞いたという発話の真偽が、曖昧な証言である。「一本足らん」という発言がなされたかは、さらに不確かである。2013 年 5 月 14 日の調査では、US は、BK が「一つ足らん」と言ったが「一本足らん」ではなかったと記憶を強く述べている。また、US は、何が一つ足らなかったのかは聞かなかった (p14)。おそらく、会話の文脈上は重要でなかったのだろう。一連のトラブルは、BK が、NO には NOSAI の役員に能力の問題として発生したことは亡失できない。

しかし NO は、この出来事を知った時点から、BK の発言が「一つ足らん」ではなく、「一本足らん」であることを前提に BK に対応した。「部落差別の一本足らんいうたらこれ(指を 4 本にして見せた)」ということになるんですからね」と二度繰り返し BK を非難した。すなわち NO は、BK が何を発言したのか、それは事実なのか、そうであるならその意図を確認することなく、出来事を部落差別だと断定した。そのことを通して、NO は、BK によって否定された自己の尊厳を「部落」から想像される視聴覚的なイメージを逆手にとって回復しようとした。そこに一定の予断と偏見がある。その職が無給だとしても利害の問題があった。NO は、「一本足らん」が部落差別だと指摘したが、その後の発言に、部落差別の現実と理不尽さを告発することは一切なかった。自己の名誉と利益のために法的手段をとると宣言し、また部落解放同盟へ告発をしたと考えられる。無意識であったとしても、多分に利用主義的な傾向も見えるので、マートンの分類ではタイプⅢ以下であると言える。

2) 観光ガイドの問題について

観光ガイドは、K 市 G 町で、生まれ育ったという。その経験に基づいて、特定のある地域を指し本質主義的な発言をした。観光ガイド本人への確認では、「差別的意図はなく、生まれ育った地元の歴史と当時の映画『仁義なき戦い』に出てくる気性が荒い人たちが多かったことを思い出し、一例で話した」と述べている。観光ガイドは、自己が生まれ育った地域についての記憶によって語ったことになる。

観光ガイドの「問題」の行は、これだけである。この件で、K 市担当者は、「海産物店・鮮魚店など漁業関係者の店舗や住宅がある」と述べている。繰り返し

になるが、筆者の知見では、観光ガイドが指し示した地域に被差別部落はない。

その観光ガイドの記憶について、モーリス・アルヴァックス [1994=2018:301] の議論を参照するなら、観光ガイドの、亡くなった両親や古い世代の行為その行為の思い出の枠組の同じやり方で再構築したものであるのだが、「それは正確に同じ形、同じ様相を示すものにはならないのである」。すなわち、ガイドを含めた人々の思い出であっても、他者に思い出として語るほどの正確なものとしては受け取れない。また、その説明は、事実を無視した娯楽「映画のモチーフを通して、一時的に公衆の関心を引き付けることができる」にすぎないのである。

ガイドが影響されたとされる映画「仁義なき戦い」は、K市とH市がヤクザと親和性をもつ都市であるとするイメージの構成に影響したと語る人が少なくない。半世紀も前のことがらであるにもかかわらず、そのように思う人は今も多い。映画内の独特の言葉による会話や「文化」は、映画世界の創造物であり、両市に暮らしている人々の生活の言葉や会話、文化とは大きな乖離があるだろう。思想、方法論などの観点から批判されたマーク・ラムザイヤー論文などがそれを表象するだろう。ヤクザと被差別部落に親和性などないにもかかわらず、あるものとして、あるいはそのものとして構築され言説として機能している。

また、観光ガイドのステレオタイプである記憶は、エドワード・サイードを援用すると、本質主義的分類法を「人種差別主義や人種差別主義が捏造してきたところの従属人種、東洋人、アーリア人、ニグロといった」分類法であり、それらは「捏造」されたものであり「虚偽」であった [Said, 1994=1998:13] との主張と本質的に共通すると理解できる。ジョック・ヤングは、社会が流動化し不安定化した排除型社会において人は不安の解消の一つにそして本質主義、とくに他者の本質化 [Young, 1999=2007:267-70] の立場をとると述べている。

ということは、告発者のSKは、この観光ガイドの記憶とヤクザ映画等が生産したイメージによって形成された本質主義的な地域の記憶を部落差別と結びつけていたことになる。SKもまたそれがどこかで蓄積された被差別部落は斯々然々のものといういわば「概念と聴覚映像」の記憶を呼び覚まされたのである。

3 「善意」の主観認識

では、なぜこれらの出来事が部落問題になったのか。告発者が主観的に部落問題と認識したからである。

筆者は、偶然、積極的にNOから語りかけてきたNOから出来事の事情を聞くことができた。それによると、BKが発したとされるすべての発言内容によって、明らかな部落差別、人権侵害があったと認識していた。そして、部落差別は「今でも深刻ですぞ」と述べていた。つまり、NOは、間接的にBKから受け

た「むつかしい」、「派がちがう」、「一つ足らん」、という三点の中傷が、直接部落差別を意味したものと理解している。NO に言われるまでもなく、部落差別は深刻な状態であるが、それらの発言によって NO が被差別部落を瞬時に想像したこともまた深刻であると言える。訴えをもちこまれた部落解放同盟も行政の担当課も、部落問題として対応することになった。記録によると、NO は、部落解放同盟の役員に直接連絡を取っている。NO への対応は、非常にていねいであったが、結果的にはヒアリングのみで終わっていて結論は既述の通りである。

K 市の SK は、観光ガイドから聞いた説明が被差別部落を指していると解釈して、K 市の担当者にそれを告発した。観光ガイドはその地域と被差別部落について何も語っていない。確かに、自己の記憶に基づいてある地域についてのステレオタイプを語ったが「部落」の語も使っていない。SK は、ガイドの本質主義的なストーリーを自分の記憶として共有した。SK は、市の担当者では埒があかないので、ウェブ検索で広島部落解放研究所のエッセイ投稿フォーム（管理者は筆者）を見つけ、出来事の概要を知らせるとともに部落解放同盟へ提起するよう依頼してきた。さらに SK は、筆者のメールアドレスを見つけて同内容のメールを寄こした。筆者は、K 市の部落解放同盟の責任者に連絡をとった。

告発が SK も NO 同様の良心に発していることは想像に難くない。しかし、SK 自身も、頑迷に貼り付いた被差別部落のイメージに囚われているが想像できる。ガイドの発言に差別的意図を読み取ったのなら、SK は、そのガイドに確認すべきであった。ガイドが語ったような地域は、珍しくはなく至るところに存在する（した）。

SK の行為の背景に利害関係が埋め込まれていると考えることはできない。利害が埋め込まれていたとしても、今ではそれが何かはわからない。しかし、結局、SK は、ガイドの発言から、被差別部落民の不在のまま、被差別部落を想像したのである。

IV 「部落」という記号

このように考察してみると、あることに気がつく。

「部落」という言語は、今日、人々の差別に関与する「意識的行為に必ず存在し」「日常生活の交通に関与する」[Bakhtin, 2019=2019:26] ものである。すなわち、相互に対話が行われているコミュニティ（例えば世間）に属する人々の会話（きく・はなす）実践に共通の慣習的言語体系と言える。言い換えると「部落」あるいは「ぶ／ら／く」と書き発音する行為が、本稿で扱った人々の内面に、被差別部落民や被差別部落が「気が荒い、怖い、結婚しない、むつかしい、派が違う、一つ足らん」、あるいは、「非道徳、怠惰、暴力団」という存在として

の「像」が結ばれているのである。ガイドやBK、告発者のNOとSKの間に「部落」は内語（内的記号）として使用されている。つまり、「部落」という語のイデオロギー的内容は、このことで再生産されている[Bakhtin, 2019=2019: 54]。

「部落」という言語は、たんに事物と名前を指し示すものではなく、被差別部落にかんするイデオロギーとしての概念と聴覚映像である。ところが、NOSAIにかんする出来事、K市のガイドにかんした出来事、また、女性皇族を巡る問題では、「部落」は記号化し、言語化したあるいは映像化した観念、あるいはイメージを代補していると言える。

その「概念と聴覚映像」は、近代以降、構築されたものである。あるいは、下から機能する権力のネットワークが生み出した「概念と聴覚映像」をも含むのだろう。実体としての「部落」が「ぶ／ら／く」と呼ばれていることには、「部落」の性質、特徴とは本当は関係がない。実際に、「部落」をなぜ「ぶ／ら／く」と発音する必然性があるのかという問いにも決定的な回答はない。にもかかわらずそこから逆進して共同の想像としての「概念と聴覚映像」は、被差別部落民、被差別部落そのものの実体に直結している。

「部落」をその他の言語によって置き換えることは不可能である。まず、被差別部落民が、「部落」と呼ばれるのは、誰かが恣意的に「ぶ／ら／く」と呼んで慣習化してきたからである。その誰かが誰は、すでに実証されている。まさにローカルの権力であった[2003: 59-69] [2023: 68-71]。主に20世紀以降現代になっても、資本と国家の、ときに政党のイデオロギーによって頑迷に構成されてきたものである。それゆえに、現状では置き換えが不可能であるし、発話主体の自由な選択に委ねられることはない。[Saussure, 1916=2016: 104] この意味でも恣意的である。

また、部落の存在が部落を決定しているのではなく、非部落民世界の存在が部落を決定している。部落という言葉は、一般的な村落を構成する一般的なユニットを意味する。「部落」は、その部落に特殊、あるいは特種を、語の前にいわば加工付加されたときに成立した。その意味で、まさに特殊を冠することによって差異が強調できた。すなわち1900年代初頭当時の一般的な貧困者、困窮者との想像された差異として特殊を冠したのだった。

この「概念と聴覚映像」が形成された過程を逆進すると、「部落」に貼り付いたイメージは、そのまま非被差別部落に適応できる。たとえば非衛生というイメージがある。K市のばあい人口増による過多となる人間の排泄がまったく顧みられず公衆便所も設置されなかったので、男女の別なく白昼でも公然と垂れ流し雨中の市街は泥田のようになり、乾燥すれば土埃となって舞い上がった。それによるエピソードは、周縁の被差別部落より過酷と言えた[小早川 2023:

173]。三井登[2001:121-30]による1913年下関小学校児童の月収29円未満の家庭の真正罹患率は24%で、100円以上の家庭の罹患率の8倍になっている。貧困率が高かった被差別部落の罹患率が高いのは当然だが、被差別部落に特徴的ではない。地域的にみると37世帯、187人の被差別部は一か所のみの青森県は罹患率51.0%である。すなわち、非衛生概念は、非被差別部落にも適応なのだが、「非衛生」は「部落」という言語と結びついて一つのイデオロギー機能を果たしている。青森県＝非衛生、K市＝エピデミックという構図では描かれない。

「部落」が「部落」として存在するもっとも根源的な条件とはなにか。それは、「部落」ではないある存在である。「部落」は非被差別部落を「普通」であると認識することで生まれ、今もその文脈上に存在する。貧困という現象は、資本主義社会では普遍的でどこにも存在する。同様にNOやガイドやSKが抱いたイメージを生み出す社会的条件は普遍的である。にもかかわらず、本稿で対象とした人たちのように、言語とイメージの間に、つまり「部落」と、「部落」という言語によって表現される「概念と聴覚映像」というイメージの間に意味作用という相互補完性が存在するようになっている。ゆえに、排除する側も、自己体験を差別であると告発した非当事者側も、イメージから「部落」の言語と想像するように機能が発生している。そこにはその想像が意図的であるとかないとかの議論は立ち入る余地がない。しかも、本稿の事例によって、意味作用を伴う言語とイメージの関係は、決して抽象的ではないことが解る。必ずどこかに、部落差別が再生産される構造的暴力¹¹⁾が潜んでいる。

では、部落差別を巡る記号的な関係は、いつ頃から成立したのだろうか。部落差別を被差別部落民が非被差別部落民から直接受けてそれに反応する。このように被差別部落と非被差別部落を二項対立的な実体の対立として存在する認識では、その関係は、比較的新しいものであると考えられるだろう。しかし、そうではない。

ジャック・デリダ[1967-1985:13]は言う。「代補行為、常に記号の形式をとる。記号、像、あるいは〈代補するもの〉が力になり、『世界を動かす』」。被差別部落民や被差別部落を想像し、それが「実像」であるかのように、または「実像」として定着させるよう相互作用、あるいは意味作用し、それが破壊的な力になる。今ここに「部落民」が存在しなくても、「部落」と書き「ぶ／ら／く」と発音する行為そのものが、そこに存在しない被差別部落(民)になりかわり作用する。言語の部落の「概念と聴覚映像」は、現時点の現空間で被差別部落民の不在を埋め合わせ代補する。それは、部落という言語が生まれたときからもっている「力」である。それは常に発揮している「力」ではない。潜勢力といえる。

良心の人々は、意図せざる結果だったとしても、その「力」を現勢化した。

注

- 1) 所得の格差は、就職差別を演繹的に理解できるデータの一つである。就職の不利は必ず、所得の不利益を生み、結果として被差別を拡大再生産する。表 2-1 と表 2-2 は、広島県の被差別部落と広島県全体の低所得階層の差異を示している。

表 2-1：広島県被差別部落世帯と県全体収入の比較：税込み
(2015 年部落解放同盟広島県連調査) 県は『2012 就労構造基本調査』総務省統計局

	100 万円 未満	200 万円 未満	300 万円 未満	500 万円 未満	700 万円 未満	1000 万円 未満	1500 万円 未満	1500 万円 以上	計
調査世帯	80	174	142	148	70	50	26	7	704 世帯
	11.4%	24.7%	20.2%	21.1%	9.9%	8.1%	3.7%	1.0%	100.0%
広島県	2.4%	6.0%	13.6%	30.2%	21.3%	16.8%	7.4%	2.2%	100.0%

表 2-2：主な仕事による広島県被差別部落と県全体年収の比較：税込み(出所、同上)

	100 万円 未満	200 万円 未満	300 万円 未満	400 万円 未満	500 万円 未満	700 万円 未満	1500 万円 未満	1500 万円 以上	計
世帯員	453	232	196	94	76	40	6	1	1,098 人
	41.3%	21.2%	17.9%	8.5%	7.0%	3.6%	0.6%	0.1%	100.0%
広島県	18.9%	18.4%	19.1%	25.0%	11.0%	6.1%	1.6%	0.5%	100.0%

- 2) 本論考では、言葉、言語、言説を次のように簡略に説明する。
- 言葉：人々の頭の中にある思いや考えが表現されたもの。言語：ある共同体で話される言葉で相手に伝える時ルールや構造を体系化したもの。言説：言語表現、ものの言い方の含意が加えられた。それを受けて、今日「言説」(discours)は、ある「ものの言い」の文化的、社会的文脈の意で使われるもの。また非言語表現は、手振りによる表現だが、それは、言葉、言語、言説との関係性で意味をなすと考える。
- 3) 2014 年 5 月 29 日、広島県における委員研修会で広島法務局呉支局総務課長が講演で、「『部落地名総鑑』を配っただけでは人権侵害にならない」と発言している。
- 4) 『全国部落調査』の元になった中央融和事業協会の資料は、正確性が担保されていない。リストから欠落もみられる。また、生活程度も何を基準にしているのが不明である。
- 5) タイトルがなく未整理の本事件の資料は、部落解放同盟 F 市協議会のご厚意で閲覧した。
- 6) この事件の資料も 5) と同様に部落解放同盟 F 市協議会からお借りした。お礼を申しあげたい。
- 7) この地域には、数世帯で構成される被差別部落がある。すべての世帯は、この被差別部落に限定される一種類の姓をもつので、間違ふことは非常に稀だと考える。
- 8) 次を参照。
- <http://www.asyura2.com/18/reki3/msg/116.html>
- <https://blog.goo.ne.jp/akatsukida/e/01758c8d827d4f2c71282f8565477aef>
- <https://blog.goo.ne.jp/f-hirohide/e/86bab58eab2a11dbc3ffd1f9cccc0b02>
- 9) 人々は、その場に当事者が存在しているというイマジネーションを欠いて、滔々と思いを語る。それがネガティブなトピックであればあるほど、差別的になり、生き生きと語

り続ける。それは距離化と言われる現象で、トピックのすべてを他人事として処理している。筆者は、このことを何度も経験している。

- 10) 「彼の考え方はどうも一本足らんように感じる。」「彼の準備はいつも一つ足らん。」などの使用例が想定できる。
- 11) フリードリッヒ・エンゲルスは、近代工業が引き起こす誰も防ぐことができず、犠牲者の死が自然のように見え、殺人犯はすべての人たちであってしかも誰でもない不作為犯罪としての「社会的殺人」という概念の暴力を告発した。この見方は、暴力は、国家に占有されるだけではなく、社会の隅々に埋め込まれた構造的暴力の存在を示唆している。近年になって、ヨハン・ガルトゥングは、貧困、抑圧、差別を構造的暴力として人々の平穏な暮らしと将来を奪うものと定義した。

参考文献

- Aganben Giorgio, 1995, *Himos Acer li porere sovrano ela nuda vira*. Giulio Einaudi Editore S.p. A. Torino (=高桑和巳 訳, 2013, 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』, 以文社).
- Bakhtin Mikhailovich, 1986, *Marxism and the Philosophy of Language*, Harvard University Press. Cambridge. (=桑野隆 訳, 2019 『マルクス主義と言語哲学・改訂版』, 未来社).
- Derrida Jacques, 1967, *De la Grammatologie*, es Éditions de Minuit, Paris. (=足立和博訳, 1985, 『根源の彼方に グラマトロジーについて 下』, 現代思潮社).
- Halbwach Maurice, 1994, *Les Cadres sociaux de la mémoire*, Paris. Albin Michel. (= 2018, 鈴木智之, 『記憶の社会的枠組み』, 青弓社).
- 広野真嗣, 2024, 「封印された大阪市職員『部落差別発言』」, 『週刊ポスト』7月16日号・小学館. pp31-33.
- 解放新聞社, 2024, 「大阪市職員が差別発言」, 『解放新聞』3108号. pp7.
- 小早川明良, 2023, 『部落問題研究における関係性論および本質主義: 知の暴力批判』, 松山大学リトリボジ.
- 黒川みどり, 2003, 『地域史のなかの部落問題 近代三重の場合』, 解放出版社.
- 黒川みどり, 2023, 『増補 近代部落史 明治から現代まで』, 平凡社.
- Marx, Karl, 1894, “*Das Kapital: Kritik der politischen Oekonomie*” Band III. (=岡崎次郎訳, 1966, 『資本論第3巻』, 大月書店).
- Merton, Robert. Edited by R. M. MacIver 1949. “Discrimination and the American Creed”, *Social Ambivalence and Other*. New York: Macmillan Publishing Co., Inc. pp.109-216.
- 三井登, 2001, 「1910年代の学齢児童のトラホームの状態と学校医の治療をめぐる問題」, 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』83号. 北海道大学. pp.117-57.
- 野口道彦, 2013, 「ブラジル日系コロニアと部落問題——部落問題は、どのように語られてきたのか?」, 『人権問題研究 12・13 合併号』, 大阪市立大学. pp.97-110.
- 野口道彦, 2000, 『部落問題のパラダイム転換』, 明石書店.

- Said Edward, 1994, *Representation of the Intellectual: The Reith Lectures*, The Wylie Agency Limited London. (= 1998, 大橋洋一 訳, 『知識人とは何か』. 平凡社).
- Saussure Ferdinand de, 1916, *Cours de Linguistique Générale*, McGraw-Hill, Geneva. (= 2016, 町田健訳, 『ソシュール 一般言語学講義』. 研究社).
- Young Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion and Difference in Late Modernity*. Sage Publication of London. (= 2007, 青木秀男 監訳, 『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』. 洛北出版).

Abstract

Exhibitions of Buraku discrimination are diverse. Some forms are verbal, while others are non-verbal. In certain cases, the discrimination directly demeans an individual as the party from the Buraku. In other instances, it manifests as an abstract form of discrimination that undermines the existence of the Burakumin as a whole. Burakumin respond to discrimination with various ideas and techniques. Generally, discriminatory language targets the Burakumin as concrete objects of discrimination. Discriminatory remarks and acts have often resulted in direct harm to the affected parties.

However, some recent ‘incidents’ are different. Non-Burakumin are present in the spaces where these incidents occur, and the incidents unfold without the use of language typically recognized as discriminatory. Instead, non-Burakumin accuse others based on imagined instances of Buraku discrimination. In a way, these events unfold through an interaction—or a semantic exchange—between audiovisual images and the concept evoked by the word ‘Buraku.’ This phenomenon seems like a new configuration of Buraku discrimination. However, it is not a novel type. Accusations by non-Burakumin do not introduce a new phase of discriminatory incidents. Rather, they reveal the supplemental role of the term ‘Buraku’ as a signifier. This phenomenon exposes the latent forces embedded in the constructed term ‘Buraku.’ We now recognize that the word ‘Buraku’ carries a silent, yet often brutal, underlying power. Moreover, we are forced to confront the emptiness of concepts such as Relational Theory and the theory of the ‘discriminated citizen.’

Keywords: discriminatory incident, absence of the party, ‘Buraku’ as a signifier